

大和市監査委員告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年10月29日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵優

- 1 監査対象 大和市立小・中学校
- 2 監査対象期間 平成31年4月～令和2年9月
- 3 監査年月日 令和2年10月29日
- 4 監査の方法 この監査は、大和市立小・中学校〔小学校5校（桜丘、深見、柳橋、大和東、引地台）、中学校2校（光丘、引地台）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 給食費の経理に関する事務
 - (3) 備品管理に関する事務
 - (4) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
 - (5) 出勤票・休暇届に関する事務
 - (6) 施設の維持管理状況
 - (7) 補助金等経理に関する事務
- 5 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。